

クラブ規約および同意書

第1条 (名称)

本サッカークラブは、瀬谷インターナショナルフットボール (SIF) とする。

第2条 (所在地)

本クラブの所在地は、代表者宅に置く。

第3条 (資格)

1. 当クラブの目的、趣旨を理解し、自分の描く将来像に向かう適切な努力を続けること。
2. 学習との両立を図り、けじめある生活を心掛け、一人の人間として一流を目指す努力を怠らないこと。

第4条 (事業)

本クラブは、目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教育、練習、試合
2. 国内外の諸地域との交流
3. 相互の交流をはかるための親睦活動
4. その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

第5条 (登録)

本クラブは神奈川県サッカー協会、日本サッカー協会 第3種クラブジュニアユースサッカー連盟などに登録する。

第6条 (入会)

1. 本クラブに入会する者は、入団申込書、クラブ規約および同意書に必要事項を記入し、保護者が捺印の上、入会金、月会費、を添えて提出する。
2. 本クラブに入会したものは、本クラブの趣旨に賛同した者とする。

第7条 (退会)

休団 (1ヶ月以上、3ヶ月以内休む事) 及び退団を希望するクラブ員は、前月20日までに代表者に休団届・退団届を提出しなければならない。

第8条 (除名)

本規約に違反したり、生活態度の悪い者、(飲酒・喫煙・万引き・茶髪・ピアス等) クラブ員としてふさわしくない者は除名することが出来る。

第9条 (費用)

原則として前納とし、翌月分を当月分までに納入する。会員が正当な理由無く、会費等の納入を怠った場合は指導を停止され、本クラブの会員としての資格を失う。

費用を次の通り納めるものとする。

1. 費用とその納入方法は、別記する。
2. 本クラブの事業で、新たに経費を必要とする場合は、その都度徴収する。
3. 納められた費用は退会及び除名しても一切返還しない。

第 10 条 (保険)

会員は入会及び更新手続きの際に別に定める保険料を納入しなければならない。

また、退会時に返還はしない。

会員は当クラブ内での練習、遠征、企画した行事等におきた傷害事故等については傷害保険契約書の契約事項に抵触した場合 掛金の範囲内で保険金の請求ができる。

第 11 条 (事故)

1. 指導者は事故が起きないように万全の注意を払うが、本クラブの活動において発生した不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用する。
本クラブは不慮の事故による責任は一切負わない。
2. 本クラブの活動において発生した賠償事故については、誠実に賠償義務を履行する。ただし、本クラブが加入する賠償責任保険の保険金支払いをもってその賠償義務にかえる場合がある。
3. 保護者などの保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、本クラブは一切責任を負わない。
4. クラブ員及びその関係者は、本クラブの指示に従い、円滑なクラブ活動が行えるよう協力する。

第 12 条 (選手心得)

会員は本規約を厳守する。

1. 選手はコーチの指示に従い、向上心を持って行動すること。
2. 本クラブの秩序を守り、クラブの目的にそうよう努力すること。
3. クラブの一員であることに責任を持ち、選手としての自覚を持つ。

第 13 条 (練習)

会員は各年代に指定された練習日に原則全て参加できる者。

各テスト期間、休み期間は変則的に行う。

第 14 条 (練習中止)

雨天、積雪等の天候や諸所の事由により中止せざるを得ない場合。

第 15 条 (教育)

会員はクラブが定める勉強会に原則参加しなければならない。

第 16 条 (規約の改正)

本規約は、当クラブの決議を以って随時改正する事ができる。

その他、本規約に定められていない必要な事項も随時追加することができる。

第 17 条 (施行)

本規約は 2015 年 2 月 1 日から施行する。